

(様式1)

最終更新日：令和5年9月14日

## 山形県スポーツ協会 スポーツ団体ガバナンスコードの遵守状況について

原則	自己説明項目	自己説明
[原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(1) 組織運営に関する中長期基本計画を策定し公表すること	中長期の運営指針として「公益財団法人山形県スポーツ協会運営指針」を定め公表している。
[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(1) 団体及びその役職員その他構成員が適用対象となる法令を遵守するために必要な規程を整備すること	「山形県スポーツ協会役・職員倫理規程」の第3条及び第4条に「基本的責務」、「遵守事項」を規定している。また、加盟団体については、「山形県スポーツ協会及び加盟団体における倫理に関するガイドライン」を整備している。
[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ①法人の運営に関して必要となる一般的な規程を整備しているか	定款等、組織運営に必要な規定を整備している。
[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ②法人の業務に関する規程を整備しているか	定款等、業務に関する規程を整備している。
[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ③法人の役職員の報酬等に関する規程を整備しているか	役員等の報酬の規程として、「山形県スポーツ協会役員報酬等規程」を整備している。
[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ④法人の財産に関する規程を整備しているか	定款第4章に財務の規定があり、その他会計規程等を整備している。
[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ⑤財政的基盤を整えるための規程を整備しているか	「山形県スポーツ協会賛助会員規程」の第4条で会費について規定している。 また、「山形県スポーツ少年団登録規程施行細則」第2条において登録料を規定している。 さらに、「山形県 総合型地域スポーツクラブ協議会登録規程第10条に登録料を規定している。

原則	自己説明項目	自己説明
〔原則3〕 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(3) 代表選手の公平かつ合理的な選考に関する規程その他選手の権利保護に関する規程を整備すること	各競技団体から提出される国体予選の実施要綱に規定される選考基準を審査し公正さを担保している。また、実施要綱では、選考過程に異議がある場合の申立先についても規定している。
〔原則5〕 コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(1) 役職員向けのコンプライアンス教育を実施すること	職員に対しては、定例の業務会議の前段でコンプライアンスの徹底について指導している。また、役員等についても、役員会等の場においてコンプライアンスの重要性の説明を実施している。
〔原則5〕 コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(2) 選手及び指導者向けのコンプライアンス教育を実施すること	国体出場選手等を対象にアンチドーピング研修を実施している外、フェアプレイ精神の醸成も含めてスポーツインテグリティ事業を実施している。
〔原則6〕 法務、会計等の体制を構築すべきである	(2) 財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守すること	定款及び会計規程を整備し、公正な会計原則を順守するための業務体制を確立している。日々の会計処理については、毎月会計事務所による詳細なチェックを受けており、出資法人に対する県監査においても、適正な運営を認定されている。
〔原則6〕 法務、会計等の体制を構築すべきである	(3) 国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守すること	関係機関が定める補助要綱等に基づき適正に対応している。
〔原則7〕 適切な情報開示を行うべきである。	(1) 財務情報等について、法令に基づく開示を行うこと	法令に基づき、事業報告・決算書類等についての資料を当協会のホームページで公開している。
〔原則7〕 適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ① 選手選考基準を含む選手選考に関する情報を開示すること	各競技団体に対し、国体予選の実施要綱の中で、選手選考の基準を明示し、参加選手等に公表するように指導している。

原則	自己説明項目	自己説明
<p>[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。</p>	<p>(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ② ガバナンスコードの遵守状況に関する情報等を開示すること</p>	<p>ガバナンスコードの遵守状況を令和5年9月14日にホームページで公表した。</p>
<p>[原則13] 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。</p>	<p>(1) 加盟規程の整備等により加盟団体及び地方組織等の関係団体との間の権限関係を明確にするとともに、地方組織等の組織運営及び業務執行について適切な指導、助言及び支援を行うこと</p>	<p>定款および加盟団体規程により、加盟団体の責務や権限（評議員候補者を推薦できる）を定めている。 加盟団体への指導・助言については、加盟団体規程に基づく、定期報告等の機会を捉えて実施している。</p>
<p>[原則13] 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。</p>	<p>(2) 加盟団体及び地方組織等の関係団体の運営者に対する情報提供や研修会の実施等による支援を行うこと</p>	<p>国体種目競技団体は必須として、他の競技団体に対しても、ガバナンスコードの遵守状況の公表が急務である旨指導している。</p>